

社団法人 日本補綴歯科学会 専門医制度施行細則

(平成 17 年 8 月 8 日制定)

(平成 18 年 3 月 5 日改正)

(平成 18 年 5 月 28 日改正)

(平成 20 年 3 月 2 日改正)

第 1 条 日本補綴歯科学会専門医制度規則(以下「規則」という)に定めた事項以外については、この細則に基づき運営する。

第 2 条 規則第 7 条の規定に基づく研修単位は、次の各号により算定する。

(1) 社団法人 日本補綴歯科学会(以下「本会」という。)学術大会、専門医研修会等への出席

イ 本会学術大会、支部学術大会および専門医研修会は、日時、時間にかかわらず 1 回 4 単位、生涯学習公開セミナーは 1 回 2 単位とする。

ロ 本会学術大会、支部学術大会、専門医研修会および生涯学習公開セミナーで 28 単位以上を必要とする。

(2) 歯科補綴学に関連する発表(口頭発表、誌上発表を問わない。)

イ 論文発表

筆頭著者 8 単位

共著者 4 単位

ロ 口演発表(ポスター等を含む)

演者 6 単位

共同演者 3 単位

ハ 筆頭著者または演者の場合を必ず含み、かつ、12 単位以上を必要とする。

ニ 発表を行う学術集会および刊行物については、別にこれを定める。

(3) 歯科補綴学に関連する領域の疾患の診断および治療

イ 治療終了後、3 年以上経過観察を行った症例 10 単位

ロ 治療を終了した症例 2 単位

ハ 3 年以上経過観察を行った症例、およびロに該当する症例 20 単位(10 症例)を必ず含み、かつ 30 単位以上を必要とする。

ニ 3 年以上経過観察を行った症例には初診時、治療中および経過観察中の X 線写真、研究用模型並びに口腔内写真等の資料を必要とする。

ホ 3 年以上経過観察を行った 1 症例については必ず本会学術大会においてケースプレゼンテーションを行い、口述試験を受けること。

ヘ ホ以外の症例については、年齢、性別、初診年月日、診断名、治療内容、経過および指導医の意見を記載したものを提出することとし、場合によっては、資料の提出を求められることがある。

第 3 条 規則第 4 条を満たし専門医の資格を申請する者は、次の各号に定める書類に認定申請料を添えて本会に提出しなければならない。

- (1) 専門医申請書(様式1)
- (2) 履歴書(様式2)
- (3) 歯科医師免許証の写し
- (4) 本会会員歴証明書(様式3)
- (5) 研修証明書(様式4)
- (6) 学術大会出席記録(様式5)
- (7) 歯科補綴学に関する発表記録(様式6)
- (8) 歯科補綴学に関連する領域の疾患の診断および治療記録(様式7)
- (9) 歯科補綴学に関連する領域の疾患の診断および治療記録(様式8)
- (10) ケースプレゼンテーション審査結果報告書(様式11)
- (11) 専門医試験合格証明書

2 前1項第8号および第9号の書類は次のものとする。

- (1) 前1項第8号は第2条第3号イの、治療終了後、3年以上経過観察を行った症例の治療記録
- (2) 前1項第9号は第2条第3号ロの、治療を終了した症例の治療記録

第4条 規則第5条を満たし認定研修機関の認定を申請する施設の責任者は、次の各号に定める申請書類に認定申請料を添えて本会に提出しなければならない。

- (1) 認定研修機関(甲)
 - ア 研修機関認定申請書(様式22)
 - イ 指導医勤務に関する施設長の証明書(様式23)あるいはこれに準ずるもの
- (2) 認定研修機関(乙)
 - ア 研修機関認定申請書(様式22)
 - イ 指導医勤務に関する施設長の証明書(様式23)あるいはこれに準ずるもの。指導医が施設長である場合には施設長の証明書に代えて、指導医が当該医療機関の管理者等であることを証明するもの
 - ウ 連携する認定研修機関(甲)の承諾書(様式25)
 - エ 歯科補綴学に関連する課題について定期的開催している教育・研修の一覧(過去3年間の教育・研修について、①日時、②場所、③内容、④講師、を記載)
 - オ 教育・研修のための設備一覧
 - カ 教育・研修のための施設の概略図面
 - キ 継続して定期的に行っている教育・研修に関する指針(800字程度)

第5条 規則第8条を満たし指導医の認定を申請する者は、次の各号に定める申請書類に認定申請料を添えて本会に提出しなければならない。

- (1) 指導医申請書(様式13)
- (2) 履歴書(様式14)
- (3) 本会会員歴証明書(様式15)

(4) 業績目録(様式 16)

第 6 条 規則第 10 条による申請は、登録申請(様式 12)により行われなければならない。

2 専門医の資格を申請および更新する者は学術大会参加の折、研修カードを所定の場所に提出する。

第 7 条 第 3 条から前条まで、第 10 条および第 12 条に定める手数料は、次の各号に定める。

- (1) 認定申請料 10,000 円(専門医、認定研修機関および指導医)
- (2) 登録料 30,000 円(専門医、認定研修機関および指導医)
- (3) 更新手数料 30,000 円(専門医および認定研修機関)

第 8 条 前条に定める既納の手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

第 9 条 専門医の資格の更新に当っては、5 年間に次の(1)から 20 単位以上、(2)から 3 単位以上あるいは(3)から 6 単位以上を含み、計 40 単位以上を修得しなければならない。

(1) 本会学術大会等への出席

- イ 本会学術大会、支部学術大会および専門医研修会 4 単位
- ロ 生涯学習公開セミナー 2 単位
- ハ 歯科補綴学関連学会 2 単位 但し長期海外滞在者については国際学術集会への出席を単位として認めることがある。

(2) 本会が認める学術集会又は刊行物における歯科補綴学に関連する報告

- イ 論文発表
筆頭著者 8 単位
共著者 4 単位
- ロ 口演発表(ポスター等を含む) 演者 6 単位
共同演者 3 単位
- ハ 本会学術大会における症例報告の演者 10 単位

(3) 歯科補綴学に関連する領域の疾患の診断および治療

- イ 治療終了後、3 年以上経過観察を行った症例 10 単位
- ロ 治療を終了した症例 2 単位
- ハ 3 年以上経過観察を行った症例には初診時、治療中および経過観察中の X 線写真、研究用模型並びに口腔内写真等の資料を必要とする。
- ニ 3 年以上経過観察を行った症例については必ず本会学術大会あるいは支部学術大会において症例報告を行うこと。

(4) 認定部会が認める講演会等の講師 4 単位

(5) 歯科大学又は歯科医師臨床研修施設における指導 年間当り 1 単位

第 10 条 専門医の資格を更新しようとする者は、次の各号に定める申請書類に更新手数料を添えて本会に提出しなければならない。ただし、第 4 号および第 5 号は、第 2 号および第 3 号により 40 単位以上とならない場合とする。

- (1) 専門医更新申請書(様式 18)
- (2) 本会学術大会ならびに関連学術集会出席記録(様式 19)

- (3) 歯科補綴学に関する発表記録(様式 20)
 - (4) 歯科補綴学に関連する領域の疾患の診断および治療記録(様式 7)
 - (5) 歯科補綴学に関連する領域の疾患の診断および治療記録(様式 8)
- 2 前1項第4号および第5号の書類は次のものとする。
- (1) 前1項第4号は第9条第3号イの、治療終了後、3年以上経過観察を行った症例の治療記録
 - (2) 前1項第5号は第9条第3号ロの、治療を終了した症例の治療記録
- 3 認定更新の申請は、認定失効期日の1年前から6か月前までに行わなければならない。
- 4 指導医の資格は、専門医の資格が更新された時点で更新される。
- 第11条 歯科補綴医療に功労の著しく、かつ、診療を引退した指導医に対して、認定部会および理事会の議を経て終身指導医の資格を与えることができる。但し、専門医資格は停止される。
- 2 前1項により終身指導医の申請する者は、次の各号に定める申請書類と申請手数料とを添えて本会に提出しなければならない。
- (1) 資格
 - イ. 本会指導医
 - ロ. 診療を引退していること
 - (2) 申請手続
 - イ. 申請書(様式 18-2)
 - ロ. 指導医認定証の写(専門医資格を有する場合はその認定証の写を含む。)
 - ハ. 診療を引退していることの自己申告書
 - ニ. 手数料 30,000 円(振込領収書の写を申請書に貼付。)
- 3 終身指導医が診療へ復帰する場合は、所定の手続きで専門医の更新申請を行い、認定部会および理事会の議を経て専門医へ復帰できるものとする。
- 第12条 認定研修機関を更新しようとする施設の責任者は、研修機関認定更新申請書(様式 26)および指導医勤務に関する施設長の証明書(様式 27)あるいはそれに準ずるものに更新手数料を添えて本会に提出しなければならない。
- 2 認定更新の申請時期は、第10条第2項を適用する。
- 第13条 本会が認める学術集会は、日本学術会議協力団体の学術大会又は本会の認める国際学会の学術大会をいう。
- 2 本会が認める刊行物は、日本学術会議協力団体の雑誌又はそれに準ずるものとする。
- 第14条 この細則の改廃については、専門医制度委員会の発議により、規程検討委員会との協議のうえ、理事会の承認を得なければならない。
- 附 則
- 1 この細則は、平成 17 年 8 月 8 日から施行する。

- 2 この細則は、平成 18 年 3 月 5 日から施行する。
- 3 この細則は、平成 18 年 5 月 28 日から施行する。
- 4 この細則は、平成 20 年 3 月 2 日から施行する。

社団法人 日本補綴歯科学会 専門医制度規則の経過措置に関する申し合わせ

(平成 17 年 10 月 18 日制定)

(平成 18 年 5 月 28 日改正)

認定医制度が廃止され、専門医制度へ移行したことに際して、専門医制度規則に経過措置が設けられ、認定医から専門医への移行を可能とした。

しかし、経過措置の第 2 条の前半部、すなわち「施行細則第 2 条(3)ロに該当する 10 単位を審議会に提出し、」に関しては、その手続き方法の具体的な決まりがない。そこで、以下のように定める。

手続き方法

- (1) 認定証のコピー
 - (2) 治療を終了した 5 症例 (様式 8)
- 上記の必要書類を、事務局へ郵送する。

上記の申請は、直近の認定審議会で審議し合格すれば、専門医として認められる。しかし、認定期限は、現認定証と同じとする。

尚、本申請に関しては、審査料は特別に請求しないが、専門医の認定証の発行を希望する場合は、別途実費を請求する。

本申し合わせの改廃は、認定審議会の発議により、規程検討委員会との協議のうえ、理事会の承認を得なければならない。

- 1) この申し合わせは、平成 17 年 10 月 18 日から施行する。
- 2) この申し合わせは、平成 18 年 5 月 28 日から施行する。